議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 32 回 総 会

令和2年4月27日(月)

名護市農業委員会 第32回総会

開催日時 令和2年4月27日(月)午前10時00分~

開催場所 名護市役所 3階会議室

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	0	2番	長山 正敏	0	3番	前川 好男	0
4番	宮城 政喜	0	5番	比嘉 清隆	0	6番	具志堅 安盛	0
7番	野原 朝行	0	8番	名城 政幸	0	9番	比嘉 晴	0
10番	_	_	11 番	川上 達也	0	12番	大城 正信	0

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議案 第204号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第205号 農地転用事業計画変更承認申請について

第206号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第207号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第208号 農用地利用集積計画の意見決定について

第208号 非農地証明願について

報告 農地法第4条許可申請取消し申請について

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は9番と 12番の委員を指名しますので、よろしくお願いします。また、書記には、 事務局職員を指名いたします。

では、これより「第32回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第204号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積1,759 ㎡。新規就農のための有償移転。 従事者2名、主従事日数150日。計画作物はみかん。

> 整理番号2番 農振農用内、面積2,106 ㎡。新規就農のための有償移転。 従事者1名、主従事日数200日。計画作物はマンゴー。

整理番号3番 農振農用地内、面積 2,450 ㎡ (2筆計)。新規就農のための使用貸借。従事者1名、主従事日数 200 日。計画作物はみかん。

整理番号4番 農振農用内、面積 2,980 ㎡ (5筆計)。新規就農のための 有償移転。従事者1名、主従事日数 200 日。計画作物はみかん。

整理番号5番 農振農用内、面積509 m²。規模拡大のための有償移転。従 事者1名、主従事日数250日。計画作物は樹園地。

事務局としては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

事務局 異議なし。

(議題第205号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積 417.44 ㎡ (8筆計)。現住居が手狭になってくる事を考えて一戸建ての住居を建設予定のため。5条同時申請となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議題第206号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地外、一つが面積292 ㎡のうち162.8 ㎡、もう一つが444 ㎡のうち38.12 ㎡、合計200.92 ㎡ (2筆計)。転用目的は一般個人住宅のため。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地0.4haとなっております。

整理番号2番 農振農用外、面積63 ㎡。転用目的は廃車置場のため。農

地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地 0.2ha となっております。

整理番号3番 農振農用外、面積662 m²。転用目的は住宅兼資材置場のため。始末書付き案件となります。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地5.7haとなっております。

議長事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょ うか。

委員 異議なし。

(第207号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積622㎡。進入路及び資材置場のための使用貸借。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地0.1haとなっております。今回の申請内容は保安林を通らずに申請地まで進入する経路を確保しているが、以前、周辺の保安林を無許可にて伐採していることに対し、県のより復元指導が入っておりますが実施には至っていない状況です。

整理番号2番 農振農用地外、面積192 ㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地0.3ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号3番 農振農用地外、一つが面積444㎡のうち193.92㎡、もう一つが292㎡のうち129.2㎡、合計323.12㎡(2筆計)。一般個人住宅のための使用貸借。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地0.4haとなっております。問題なしの案件と考えます。

整理番号4番 農振農用外、面積 1,055 ㎡ (2筆計)。貸し資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地 5.3haとなり問題なしの案件と考えます。利用者の確約書あり。

整理番号5番 農振農用外、面積921 m² (2筆計)。貸し資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地5.3ha。問題なしの案件と考えます。利用者の確約書あり。

整理番号6番 農振農用外、面積328 ㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地8.1ha。問題なしの案件と考えます。報告にて4条取消しの同時申請案件となります。

整理番号7番 農振農用外、面積2,292 ㎡。駐車場のための所有権移転。 農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地1.2ha。問題なしの案件 と考えます。

整理番号8番 農振農用外、面積 1,509 ㎡ (2筆計)。事務所兼資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地1.2ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号9番 農振農用外、一つ13,750 m²のうち1,542 m²、一つ782 m²

のうち 350 ㎡、そして、614 ㎡の合計面積 2,506 ㎡ (3 筆計)。宿泊施設のための所有権移転。敷地内に 3 階建ての 3 棟、事務所 1 棟、一般駐車場 12 台、マイクロバス 1 台分となります。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地 1.5 ha。

整理番号 10 番 農振外、面積 437.44 ㎡ (8 筆計)。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地(第一種低層住宅専用地域)、問題なしの案件と考えます。事業計画変更と同時申請の案件となります。

議長事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号1番の案件は、奥の申請地に行かずとも進入路とする手前の敷地 をヤードとして活用することはできないのか。

事務局 資料にあるように資材のほかに、工事車両等の置場としても予定されています。よって、手前だけでは足りないとのことです。

議長 保安林の復元がなされていないようだが、周辺は保安林に囲まれており、 赤土対策が計画されていないなど、周辺への影響が考えられる。周辺の問題 を解決しないと許可は出せないと考えます。いかがでしょうか。(同意の声 多数あり)

委員 整理番号7番の案件で、マリンレジャー等の利用者が利用する駐車場等の 目的であるが、海まで徒歩で3分の距離であるが、距離に問題はないか。

委員 徒歩3分程度であれば問題ないと考えますがいかがでしょうか。(問題な しの声あり)

委員 整理番号9番について、客室が294室に対し、一般駐車場が12台とマイクロバス1台のみの駐車場しかない。他に駐車場の確保が必要となると考える。

議長 計画の確立性が不十分なため、許可要件を満たしていないと考えるがいか がでしょうか。(同意の声多数あり)

議長 他に質疑はありますか。質疑が無いようなので、整理番号1番と9番を否 決とし、残りを可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第208号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和2年4月21日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人9名。 譲受人7名。設定筆数21筆、面積27,312㎡。内賃借権11筆、使用貸借権5筆、所有権移転5筆となっています。

> 整理番号1番から3番 6年の賃借権。作物はサトウキビ。稼働日数150 日。再設定。

> 整理番号4番、5番 5年の使用貸借権。作物は野菜。稼働日数 250 日。 新規設定。

整理番号6番 10年の使用貸借権。作物はびわ。稼働日数 150日。新規設定。

整理番号7番 10年の使用貸借権。作物はみかん。稼働日数 150 日。新 規設定。

整理番号8番 10年の使用貸借権。作物はみかん。稼働日数 150日。新 規設定。

整理番号9番 5年の賃借権。作物はマンゴー、パパイヤ。稼働日数 250 日。新規設定。

整理番号 10 番から 11 番 10 年の賃貸借。作物はカレーリーフ。稼働日数 250 日。新規設定。

整理番号 12 番から 16 番 農地所有適格法人への所有権移転。作物は草地。

整理番号 17 番から 21 番 3年の賃借権。作物は野菜、バナナ。稼働日数は 250 日。再設定。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第209号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農振外、面積 57 ㎡。当該地は 30 年以上前から周囲一帯 は墓地として管理されており、農地としての利用はされていない状態であり、現況を考えると農地としての利用は見込めないと判断します。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第4条許可申請取消し願いについて)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積1,406 ㎡のうち660 ㎡。農地法第4条の 許可を受け、転用目的を遂行するため、事業を進めてきたが、資金調達など がうまくいかず実施が困難となったための取り消しとなります。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第32回名 護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

 名護市農業委員会
 議長(会長)
 名城 政幸
 印

 署名委員
 比嘉 晴
 印

 署名委員
 大城 正信
 印